

平成 31 年 1 月 18 日
北海道管区行政評価局**未支給の年金・保険給付の請求時の第三者による証明に係る押印の取扱いについて（改善状況）
－「行政苦情救済推進会議」の意見を踏まえたあっせんに対する回答－**

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、民間有識者からなる行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根 理之^{そね まさゆき}）に諮り、その意見等を踏まえ、平成 30 年 10 月 19 日、新さっぽろ年金事務所に対して改善に向けたあっせんを行いました（別紙参照）。

このあっせんに対し、同年 12 月 28 日、新さっぽろ年金事務所から、改善に向けた取組状況について回答がありましたので、公表します。

【端緒となった行政相談】

私の父が亡くなり、年金事務所に対し厚生年金保険に係る未支給の保険給付の支給の請求を行った。請求に当たり、「生計同一関係に関する申立書」の提出を求められたが、同申立書には「第三者による証明」欄があり、証明者の住所、氏名欄とともに押印欄が設けられ、押印欄の横に「本人自署の場合には押印省略可能」と注意書きされていた。

私は、この証明を、父が入院していた病院の担当者に記載してもらったが、担当者本人の自署であったため、押印を省略し同申立書を新さっぽろ年金事務所に提出した。

しかし、年金事務所から、会社（法人）による証明については、本人自署の場合であっても、押印が必要であると言われたため、再度、病院に出向いて押印してもらわざるを得ず、二度手間となってしまった。

会社（法人）の場合であっても、本人自署の場合は押印省略とするか、押印省略ができないのであれば、そのことがわかるような注意書きにしてほしい。

制度の概要

- 年金又は保険給付の受給権者が死亡した場合、その死亡した者にまだ支給されていない年金給付・保険給付（未支給年金等）がある場合、その者の配偶者等又は三親等内の親族であって、その者の死亡の当時にその者と生計を同じくしていたものは、未支給年金等の請求が可能
- 未支給年金等の請求に当たっては、生計同一関係を確認できる書類等が必要とされており、受給権者と生計を同じくしていた者の住所が住民票上異なっている場合は、第三者の証明書などの書類が必要
- 生計同一に関する認定書類として必要となる第三者の証明書については、日本年金機構が「生計同一関係に関する申立書」（以下「申立書」という。）としてその様式を作成。当該様式に「第三者による証明欄」があり、証明者の住所欄、氏名欄、押印欄とともに「本人自署の場合には押印省略可能」と記載

- 一方、日本年金機構ホームページでは、会社（法人）・個人商店として証明を受ける場合には、その所在地・名称及び証明者の役職・氏名を明記の上、本人自署の場合であっても、社印・代表者印・私印のいずれかの押印が必要と記載

新さっぽろ年金事務所に対するあっせん内容

新さっぽろ年金事務所は、以下の措置を講じる必要がある。

- ① 年金事務所窓口において、未支給年金等の請求者に対し、第三者による証明について、法人等として証明を受ける場合には本人自署であっても押印が必要である旨の周知を徹底すること
- ② 以下の事項について、日本年金機構本部に上申すること
 - i) 現状、未支給年金等の請求に当たり、本人自署であっても、個人として証明を行う場合には押印省略が可能で、法人等として証明を行う場合には押印が必要とされている第三者による証明について、国民負担の軽減や適正な支払の確保の観点から、押印の取扱いの考え方を整理し、その取扱いを統一するなど所要の措置を講じること
 - ii) 上記の結果を踏まえ、必要に応じ、申立書の様式を請求者に誤解を生じさせないように改めること



新さっぽろ年金事務所からの回答要旨

- ① 当年金事務所窓口において、未支給年金等の請求者に対して、申立書について法人等として第三者証明を受ける場合の案内を行う際には、下記②により申立書の様式が改正されるまでの間、本人自署であっても押印が必要である旨を周知徹底する。
- ② 当年金事務所より日本年金機構本部にあっせん事項②について上申。日本年金機構本部の対応方針等は以下のとおり。

届出書等の押印の取扱いについては、「政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金における届出等にかかる押印の取扱いについて」（平成 10 年社会保険庁通知）等において見直しが行われているが、第三者の証明印に関しては、「適正な支払を確保する観点から、押印の見直しを行わないもの」とされ、個人、法人を問わず、署名がされている場合であっても押印を求めるものと整理

このため、申立書の様式における「第三者による証明欄」の「本人自署の場合には押印省略可能」との記載は、今年度内に改める予定

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 総務行政相談部

首席行政相談官 はぎわら 萩原

電 話：011-709-1803 (直通)

FAX：011-709-1842

E-mail：hkd32@soumu.go.jp

